

2025年3月26日

お客様各位

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

## 確認済証等の押印廃止及び電子交付について

日頃から当センターをご利用いただきありがとうございます。

2024年12月27日に公布された建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省第111号）により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。（2025年4月1日施行）

本省令に基づき、当センターでは以下のとおり、施行日以降に交付する各種様式への押印を廃止いたします。

また、これに関連して電子申請における確認済証等の電子交付が可能となります。電子申請においてはNICEWEB申請システムによる電子交付を基本とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【押印の廃止】

#### 1. 開始日

2025年4月1日交付分より

#### 2. 対象業務

建築確認・検査、住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネ適合性判定、  
低炭素建築物技術的審査

### 【電子交付】

#### 1. 開始日

2025年4月1日申請受付分より

#### 2. 交付する対象

押印廃止する業務において、NICEWEB申請システムによる電子申請を受け付けた  
全ての物件

- 電子申請をご利用の方は、電子交付を基本とさせていただきます。
- 窓口または郵送で紙申請をされた方は、押印なしの紙交付となります。

以上

電子交付で書類の受取り時間短縮！ データ保存で紛失防止！

< 当センターでは電子申請を推奨しています >